

## 三田市里山と共生するまちづくり条例（案）に対する意見募集の結果と 市の考え方及び意見交換会の結果について

### 【意見募集】

#### 1 実施概要及び結果

- (1) 実施期間： 市広報「伸びゆく三田」10月15日号により10月30日（火）到着分まで
- (2) 閲覧方法： 市ホームページ、市役所・各市民センターで閲覧
- (3) 意見の  
提出方法： 住所、氏名、電話番号を記入し、持参、郵送、ファクス、eメールのいずれかで提出。※任意様式
- (4) 意見件数： 12件（5名）

#### 2 意見の概要と市の考え方

##### 【太陽光発電設備に関する意見】3件

No	意見の内容（要約）	市の考え方
1	<p>三田の里山や国道176号線沿いにはソーラーパネルは不似合いです。</p> <p>事業区域面積が300平方メートル以上の太陽光発電設備を設置する場合は、市長の許可を受けなければなりませんとなっていますが、すべての太陽光パネルを許可対象にして、許可するのであれば台風などの災害時に損害が発生したときも市が最後まで責任をもって対応してほしい。</p>	<p>三田の里山の景観保全と市民の安全を確保するため、太陽光発電設備の設置規制を行いますが、すべての太陽光パネルを規制することは、個人の財産権をあまりにも制限することになることから、景観保全ということに照らし、小規模なものまで許可対象とするのには問題があります。そのため、300㎡を基準としました。</p> <p>また、設置後に災害などが発生した場合には、事業者に対して、その状況の報告を求め、必要な措置を講ずるように助言又は指導を行います。</p>
2	<p>太陽光発電設備の規制について、条例案に基本的に賛成です。周辺でも無許可開発により山林の地肌がむきだした状態になっており、行政から指導を受けて、現状復旧するために植林されていますが、一度保水力を失ったものは、元の状態に戻るのには何十年とかかります。その影響として、下流の水路やため池に土砂が流れ込んでいます。</p> <p>規制の必要性として、自然の景観を壊すだけでなく、生態系の環境にも影響を及ぼします。ま</p>	<p>ご指摘の箇所のような無許可で太陽光発電設備の設置に着手した事業者に対して、現状復旧の指導、勧告などの行政指導、行政処分を行います。</p> <p>下流域での土砂流出対策としては、事業者、泥溜めや沈砂池の設置を求めてまいります。</p> <p>太陽光発電設備の設置による生態系の環境への影響については、生物多様性に著しく影響があると考えられる場合は、許可条件として必要な措置を事業者に求めてまいります。</p>

	た、周辺地域において山林や農地に不気味な太陽光パネルが設置され、三田市の里山と共生するまちづくりとは全くあいられない状態です。	太陽光発電設備の設置による里山景観への配慮として、許可基準では、山林における太陽光発電設備を設置する場合は、国道、県道から太陽光発電設備が容易に望見できないこととしています。また、必要に応じて、景観上有効な遮蔽措置を事業者に求めてまいります。
3	太陽光発電施設は、里山所有者が管理費用を得る一つの手段になっているため、規制するのであれば里山にかかる不動産税の軽減はできないのか。	本条例の目的の一つは、三田の里山の景観保全及び市民の安全を確保するためのものですので、太陽光発電設備の設置については、一定の規制を行います。しかしながら、本条例は、森林としての機能までを規制するものではなく、更に、太陽光発電設備以外の工作物等の設置や利活用について、規制を行うものではないため、税の軽減には馴染みません。本条例は、里山の管理を里山所有者だけで行うのではなく、市民全体で支える仕組みづくりを推進するためでもありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**【行動計画（戦略）で取り組む意見】 4 件**

4	里山の保全と活用に関する計画を作成する時は、里山の状態を現地踏査して問題点を把握し、計画を検討する委員は里山の所有者を入れるべきであり、里山の所有者が動きやすい指針を作成すること。	里山の保全と活用に関する行動計画（戦略）を作成する際には、委員会を設置することは考えておりませんが、里山所有者のご意見をお聞きし検討してまいります。
5	里山を守る農林関係者は、人出不足の中で、管理に頑張っているが、仮称「里山奉仕隊」などを創設して、荒れ行く里山を守ってほしい。	条例制定後、里山の保全と活用に関する行動計画（戦略）を策定し、森林所有者だけでなく市民による活動を活性化させるため、地域住民やボランティアによる活動のしくみを検討してまいります。

6	<p>里山の枯れ木の伐採、下草刈り、影切り等作業が里山保全には必要であり、野焼きが必要となる。原因として、林道整備がなされていないことで焼却施設のある所まで運搬できない点と後継者不足である。処理するためには、運搬費と人件費が必要となり、費用の問題がある。</p>	<p>里山管理での伐採木等の処理は、枝や玉切りにした伐採木を集積する方法が一般的です。また、山林で発生した伐採木などを焼却することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。ただし、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は焼却禁止の例外となっていますが、法目的である「生活環境の保全」を踏まえる必要があります。</p> <p>里山の保全には里山資源の循環型利用の促進が欠かせないため、自伐間伐の有効利用を可能とするため、作業道の整備方法も含めて里山の保全と活用に関する行動計画（戦略）の中で検討してまいります。</p>
7	<p>現状の里山は、荒廃が進んでいる。それは、所有者の高齢化が一因であり、「家庭での燃料」の進化や、木材として「利用価値」の減少によるため、まず林道整備を進めていくこと。</p>	<p>里山資源の循環型利用の促進を図るため、森林施業の支援や自伐間伐の有効利用の促進を図るため、里山の保全と活用に関する行動計画（戦略）の中で、作業道の整備方法も含めて検討してまいります。</p>

【その他の意見】 5 件

8	<p>里山の環境を保全するためには、所有者だけではなく、市民だれもが、決まり事を守らなければならないため、行政として十分に、里山保全を全市民に PR をしなければならない。</p>	<p>条例では、市民の責務として、里山の環境が農業の営み及び生活の場として利用され、維持されていることに対する理解に努め、里山を共有の資源として意識し、里山の保全と活用に関する取り組みに参加及び協力に努めることを定めております。条例制定後、里山と共生するまちづくりについて、PR を行ってまいります。</p>
9	<p>里山における国・県・市などの官有地と民地の境界をはっきりさせること。</p>	<p>国有林、県有林、市有林に関しては所有者の求めに応じて、境界確認を行っています。</p>
10	<p>常に里山の周辺を巡回・調査し保全管理に努めること。このことは、常に地域と密接な連携を保ち、自然災害予防にも役立つ。</p>	<p>現在、市では毎月森林パトロールを実施し、里山景観の確認を行っています。また、市民に開放している高平ナナマツの森、観福の森、乙原てんぐの森などの里山公園内の巡回も行っており、今後、このような取り組みを広げてまいります。</p>

11	<p>この条例は景観保全と安全性を担保する太陽光発電の設置の規制を目的としたものと考えられるので、野焼きの規制を同じ条例で議論するのは如何なものかと考える。</p>	<p>本条例は、太陽光発電設備の規制を主目的としているのではなく、本市の里山と共生するまちづくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全と活用を推進し、里山の景観及び安全を確保し、並びに地域の生活環境と農業の振興の調和を図るために必要な事項を定めることにより、人と自然、地域と地域、人と人が共生した文化的で魅力ある成熟したまちづくりの実現に寄与するためのものです。</p> <p>その里山の景観及び安全を確保するために太陽光発電設備の規制が必要であり、更に、里山景観の一翼を担っている農地において、いわゆる野焼き問題が発生し、農家の皆さんが農地を守りにくい事態も発生していることから、条例では、生活環境の保全と里山保全・農業振興の観点から、広く市民と農業者の双方がお互いの立場に配慮し相互理解に努めるよう求めています。</p>
12	<p>今なぜ里山の条例が必要なのでしょう。里山は、昔は農村において燃料の供給地、マツタケ、椎茸などの採取場であり、重要な資源であり、人が出入りし手入れも行われました。しかし、現在では薪炭の利用もなくなり、キノコ類も採れなくなり、今では里山はむしろ邪魔な存在の様であり、高齢化した農業の担い手では、維持管理出来ません。市が費用と人手をかけてするのであれば誰も反対しないでしょうが、現在の市の財政状況で果たしてこの莫大な費用が捻出できるのでしょうか。</p> <p>今回の行政案は全く「絵にかいた餅」であり、もしこのまま突き進めば莫大な財政の負担となり、財政破綻を招くことになることは間違いありません。よく考えて取り組んで頂きたいと思えます。</p>	<p>三田の里山は、燃料生産の場として利用されなくなったことから、放置された里山では常緑広葉樹が繁茂し、竹・笹類が侵入するなどして、林床に日が当たらない暗い森林へと変化し、里山の様々な機能が低下しています。そのことから、市民の暮らしと里山との関係を今の時代に即したものに再構築し、里山所有者だけでは里山の管理が難しくなっていることから、資源循環型のしくみを作り、市民全体で里山を保全活用することで、生物多様性を保全、里山での営みから培った生活文化を地域資源の活用、また、里山をツーリズム資源として活用することで地域を活性化させるとともに、市民全体が里山の恵みを受受できるよう条例を制定するものです。</p>